

## 富谷市一般コミュニティ助成事業等事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施するコミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）に係る市から自治総合センターへの申請その他の事務を公正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、実施要綱で規定するもののうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) 青少年健全育成助成事業

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、実施要綱で規定するもののうち、次に掲げる団体とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業の助成の対象となる団体は、町内会が事業実施主体となるもの。
- (2) 青少年健全育成助成事業の助成の対象となる団体は、町内会及び青少年健全育成連絡会等が事業実施主体となるもの。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、実施要綱で規定する助成対象経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、実施要綱に基づき、自治総合センターが規定する額の範囲内とする。

(希望調書の提出)

第6条 助成事業の申請を希望する団体は、コミュニティ助成事業希望調書（様式1-1又は様式1-2）

（以下「希望調書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金額積算根拠（見積書等）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

2 希望調書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(審査)

第7条 助成事業の審査は、実施要綱に規定する基準により適否を審査するとともに、次に掲げる順序に従い優先順位を決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 新たに設立された団体（新設されてから三年度以内）
- (2) 過去に当該助成事業の適用を受けたことがない団体
- (3) 当該助成事業への申請希望回数が多い団体
- (4) 過去に当該助成事業の適用を受けたことがある団体については採択回数が少ない団体

2 前項の場合において、同順位が複数ある場合は、団体の代表者による抽選により決定するものとする。なお、団体の代表者が不在の場合は、代表者に代わり総務部市民協働課が抽選するものとする。

3 前各項に定めるもののほか、申請を希望する助成事業において、他の制度により助成等を受けているものについては、市長が申請する助成事業の対象としないものとする。

(申請希望書の提出)

第8条 審査会で申請対象に決定した団体は、実施要綱で規定するコミュニティ助成事業申請希望書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の会則若しくは規約又はこれに類するもの(総会資料等)
- (2) 事業実施主体の当該年度の事業計画書及び収支予算書(総会資料等)
- (3) 事業の見積書等の写し
- (4) 事業内容に関する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第9条 市長は、自治総合センターから助成金の決定又は不決定の通知があった場合は、速やかに前条に規定する団体に対しその結果を通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 助成を受けた団体は、事業実施前において当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに実施要綱で規定するコミュニティ助成事業変更申請書(以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、自治総合センターの承認を得られた場合に限り、変更の承認を行うものとする。

(交付の手続き)

第11条 助成の決定を受けた団体への助成金の交付の手続きについては、速やかに行うものとする。

(実績報告書)

第12条 助成の決定を受けた団体は、当該助成事業が完了したときは、実施要綱で規定するコミュニティ助成事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支払いに関する資料
- (2) 一般コミュニティ助成事業にあつては、管理運営規程及び備品台帳
- (3) 青少年健全育成助成事業にあつては、ポスター及びチラシ等の作成物
- (4) 助成事業の完了写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第13条 助成金の交付を受けたものは、当該助成金により取得した備品等について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(証拠書類の保存)

第14条 助成を受けた団体は、助成事業に係る帳簿その他証拠書類を整備し、助成事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成28年10月10日より施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成29年12月1日より施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年8月1日から施行する。